

物件番号		1				物 件 明 細			
所 在 地 (住居表示)		大東市新田本町162番2 (大東市新田本町11番街区)							
交通機関		JR 学研都市線 鴻池新田駅 北約1.0km (道路距離)							
最低売却価格		5 3 3, 9 0 0, 0 0 0円							
面 積		登記：2,465.18㎡ 実測：2,465.18㎡			登記地目		宅地		
接面道路の 状 況		南東側：市道・幅員約12.1～12.4m・舗装有・高低差無・歩道有 南側：市道・幅員約6.0～6.1m・舗装有・高低差無・歩道無							
法令等に基づく制限	都市計画法	区 域 区 分	市街化区域						
		用 途 地 域	準工業地域						
		地 域 地 区	—						
		建 ぺ い 率	60%		容 積 率	200%			
	その他の法令等	宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等工事規制区域） 景観法（景観計画区域） 居住誘導区域							
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無						
		負担の内容	—						
供給処理施設の状況	区 分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
	公 営 水 道	前面 有		大東市 上下水道局 水道施設課 072-871-1195					
	電 気	前面 有		関西電力送配電(株) コンタクトセンター 0800-777-8810					
	都 市 ガ ス	前面 有		大阪ガス(株)エナジーソリューション事業部 東部事務所 0120-594-817					
	公共下水道	前面 有		大東市 上下水道局 下水道施設課 072-871-1197					
工 作 物		門、フェンス、ブロック塀							
【特記事項】									
1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。									
2 本地は、令和7年6月に閉鎖されるまで計量検定所タクシーメーター検査場の敷地として使用され、令和8年3月に建物撤去工事を行いました。建物を撤去した際の資料については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。 (お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)									
3 南東側及び南側接面道路の幅員が一定ではないことを道路台帳で確認しています。詳細については、道路管理者である大東市にお問い合わせください。 (お問い合わせ先：大東市都市整備部道路課 電話 072-870-9674)									
4 開発行為・建築行為等の際は、大東市及び大阪府と協議してください。 (お問い合わせ先：開発行為窓口＝大東市都市整備部開発指導課 電話072-870-0478 建築行為窓口＝大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課									

電話06-6210-9724)

- 5 本地は、令和8年3月に土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に委託した土壤汚染地歴調査を行い、「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」に分類されました。この調査結果については大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

- 6 建物（旧タクシーメーター検査場）を撤去する際に、併せて地下埋設物も撤去しております。地下埋設物を撤去した際の資料については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

- 7 本地西側で、本地から隣接地へブロック塀の一部が越境しています。西側隣接者とは、土地境界確定協議書において当該事実を確認しています。当該土地境界確定協議書は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

- 8 本地南側で、本地から隣接する市道へブロック塀の一部が越境しています。このブロック塀の撤去については、落札者において大東市と協議してください。

(お問い合わせ先：大東市都市整備部道路課 電話 072-870-9674)

- 9 本地内において、雨水処理のため仮設の会所及び排水管を設置しています。

- 10 土地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

- 11 供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。

- 12 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

物件番号

1

(1) 位置図

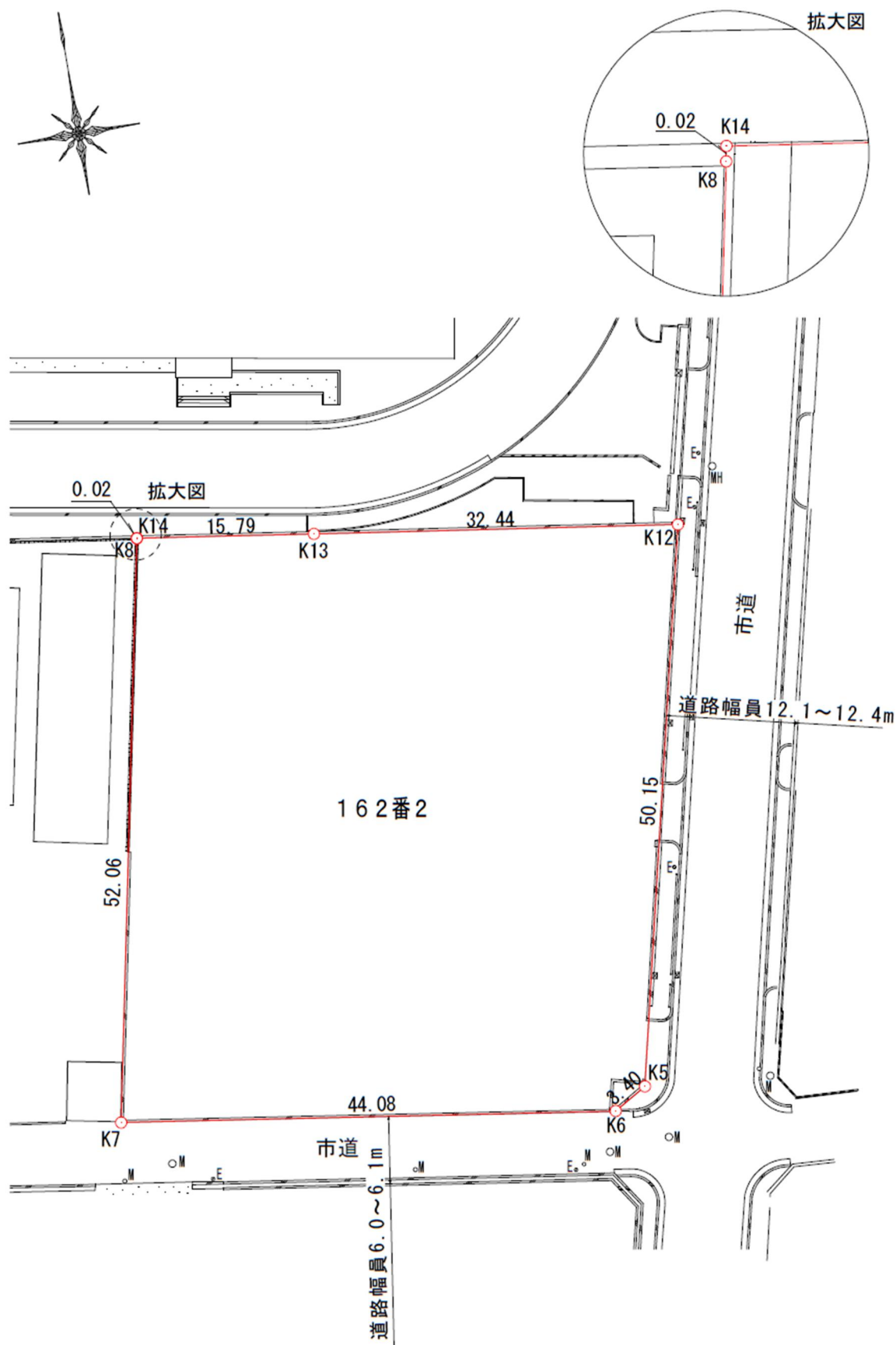
広域図



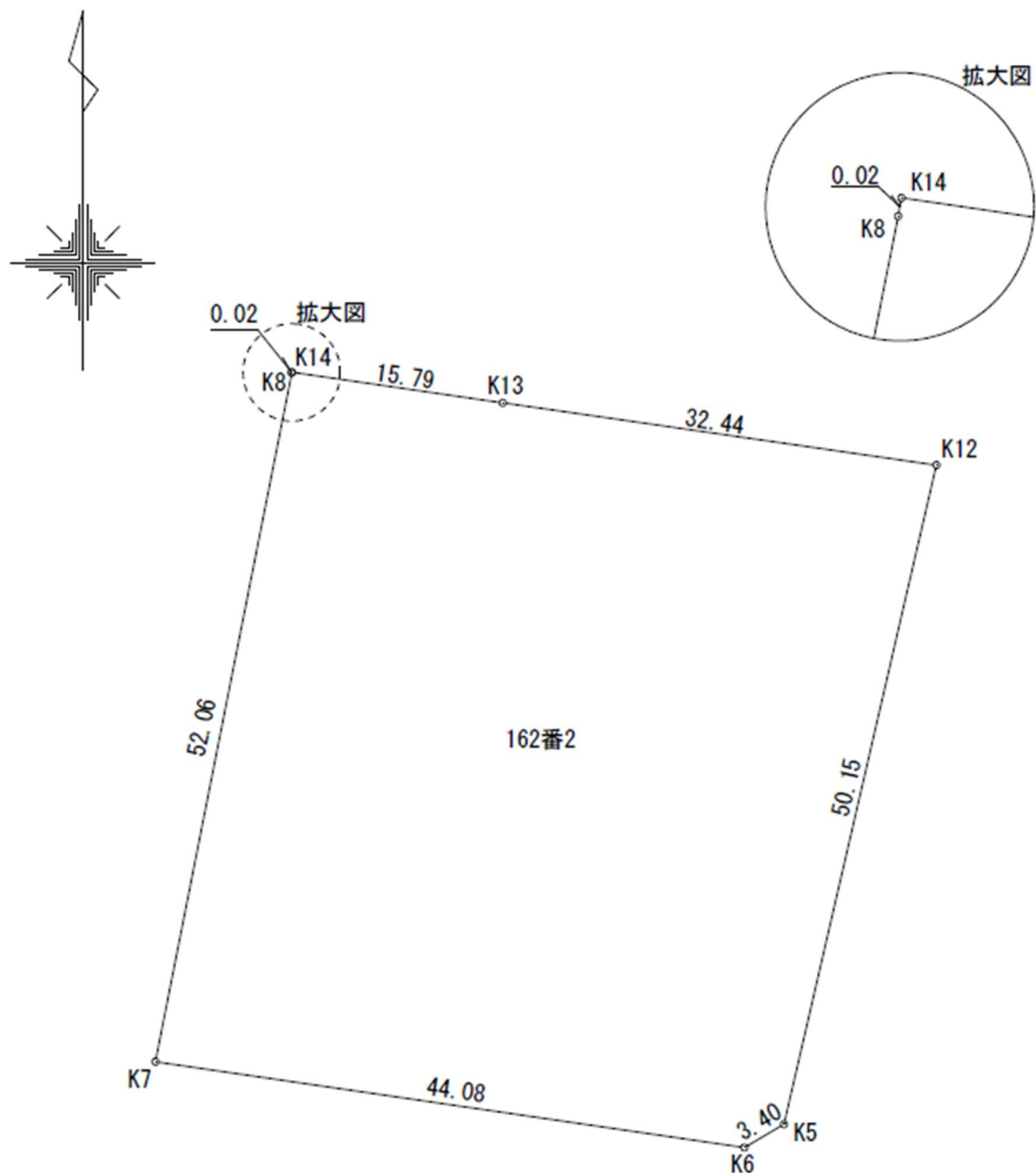
詳細図



(2) 平面図



(3) 丈量図



求積表

地番	162番2			
N0	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
K8	-143282.343	-36807.043	10.103	-1447581.511329
K14	-143282.316	-36807.038	15.631	-2239645.881396
K13	-143284.587	-36791.412	47.747	-6841409.175489
K12	-143289.195	-36759.291	20.829	-2984570.642655
K5	-143338.065	-36770.583	-14.224	2038840.636560
K6	-143339.789	-36773.515	-46.558	6673613.896262
K7	-143333.424	-36817.141	-33.528	4805683.039872
合計				4930.361825
合計面積				2465.1809125
地積				2465.18 m ²

【施設名】計量検定所タクシメーター検査場跡地（大東市新田本町162番）

①

施設北側

北側から南方向撮影



②

施設北東側

北東側から南西方向撮影



③

施設西側

西側から東側方向撮影

